

3 許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人を従事させることについてやむを得ない事由があるものとして規則で定めるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

4 許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第2項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

5 許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするとき、第2項の許可証又は第3項の従事者証を携帯しなければならない。  
(許可の基準)

第18条 知事は、許可の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第16条に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養又は栽培のための施設(以下「飼養栽培施設」という。)を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

(許可の条件)

第19条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、許可に条件を付することができる。

(捕獲等許可者の遵守事項)

第20条 許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に收容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第21条 知事は、許可を受けた者が前条の規定に違反し、又は第19条の規定により許可に付された条件に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく処分違反した場合において、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(報告徴収及び立入検査)

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、指定希少野生動植物の個体の捕獲等に係る施設及び飼養栽培施設に立ち入り、指定希少野生動植物の個体等、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第4節 特定希少野生動植物事業の規制

(特定希少野生動植物事業の登録)

第23条 特定希少野生動植物の個体等の譲渡しの業務を伴う事業(以下「特定希少野生動植物事業」という。)を行おうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の登録の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請及び登録証等)

第24条 前条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。以下この節において「登録」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に登録の申請をしなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、名称又は氏名及び所在地その他の規則で定める事項を特定希少野生動植物事業者登録簿に登録しなければならない。

3 知事は、前項の規定による登録をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、登録証を交付しなければならない。

4 登録を受けて特定希少野生動植物事業を行う者(以下「特定希少野生動植物事業者」という。)は、規則で定めるところにより、前項の登録証を当該登録に係る特定希少野生動植物事業を行うための施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録の拒否)

第25条 知事は、登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第30条第2項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から1年を経

過しない者

(2) 第30条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(3) この条例の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。  
(変更等の届出)

第26条 特定希少野生動植物事業者は、名称又は氏名及び所在地その他の規則で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を特定希少野生動植物事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第24条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

4 特定希少野生動植物事業者が、特定希少野生動植物事業を廃止したとき、その他の規則で定める事由により特定希少野生動植物事業を行わなくなったときは、規則で定める者が、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定希少野生動植物事業者登録簿の閲覧)

第27条 知事は、特定希少野生動植物事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。  
(帳簿の備付け等)

第28条 特定希少野生動植物事業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、その事業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。  
(登録の抹消)

第29条 知事は、第23条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、第26条第4項の規定による届出があったとき、又は次条第2項の規定により登録を取り消したときは、特定希少野生動植物事業者登録簿につき、当該登録を抹消しなければならない。

(特定希少野生動植物事業者に対する指示等)

第30条 知事は、特定希少野生動植物事業者が第24条第4項(第26条第3項において準用する場合を含む。)、第26条第1項又は第28条の規定に違反した場合において、その特定希少野生動植物事業を適正化して特定希少野生動植物の保護に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 知事は、特定希少野生動植物事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は3月以内の期間を定めてその特定希少野生動植物事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 第25条第1項第3号に該当することとなったとき。

(3) 前項の指示に違反したとき。

3 第25条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定希少野生動植物事業者に対し、その特定希少野生動植物事業に関し報告を求め、又は職員に、その特定希少野生動植物事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第3章 生息地等の保護に関する規制

#### 第1節 土地の所有者等の義務等

(土地の所有者等の義務)

第32条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、県内希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第33条 知事は、県内希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

#### 第2節 生息地等保護区

(生息地等保護区)

第34条 知事は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその指定希少野生動植物の保護のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、指定の区域、指定に係る指定希少野生動植物及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村の意見を聴かななければならない。